

## 令和2年度第3回地域包括支援センター運営協議会概要

### 議事概要

#### (1) 令和3年度包括的支援事業業務委託について

地域包括支援センターは委託により9か所に設置していますが、平成29年度に別紙の受託法人が再選定されており、業務委託予定期間は平成30年4月1日から令和6年3月31日の6年間、契約は1年間とし、契約の更新については当運営協議会の議を経ることとなっている。

地域包括支援センターから市へ提出されている毎月の事業報告書による事業実施状況等により、事業が概ね適正に実施されていることから、受託法人一覧のとおり、来年度も継続して事業を委託することとする。

委託料については、3月議会に提出し、予算を定める議決を受けて決定している。

(承認)

#### (2) 令和3年度佐世保市地域包括支援センター運営方針及び事業計画について

地域包括支援センターは、業務遂行のために市が示す「佐世保市地域包括支援センター運営方針」を基に、年度ごとにセンターの目的や業務内容に沿って事業計画を作成している。

市が示す令和3年度運営方針(案)の、大きな変更点はなく(3)地域で暮らす高齢者の生活を支えるための、地域ネットワーク構築の方針において、地域ケア会議で把握した地域課題について生活支援コーディネーターをはじめ関係機関との共有及び課題整理、支えあい等に関する勉強会やワークショップの開催と波線部分を追記。(7)地域包括支援センター内の職員およびセンター間・市との連携方針において、感染症(新型コロナウイルス等)防止に努めるとともに、国の動向や市が示す(フェーズ等)感染対策に対応できる体制づくりを追記。

(承認)

#### (3) 地域包括支援センター業務評価表の一部変更について

地域包括支援センターの評価は、佐世保市独自の評価指標を用いて行っているが、同時期に「地域包括支援センター運営状況調査票」「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金評価指標」、「長崎県地域包括ケアシステム評価シート」による包括の評価調査が国や県からも行われる。その都度各包括へ調査票の記入依頼を行い取りまとめの上、各機関へ報告していたが、佐世保市の既存の業務評価と同内容も多く、この4つの評価表をまとめた業務評価表にすることで、国や県からの調査の依頼を包括へ直接行わず、長寿社会課で回答することで事務処理の短縮化を図りたい。また、各包括においても、一つの評価表を記載するのみになるので、事務の簡素化及び負担軽減となると考える。

評価表の変更について、センター長会にて協議済み。

佐世保市地域包括支援センター業務評価表の評価内容をベースに、他の調査票にしかない内容を追記し、回答方法を◎、○、△、◇、×の5段階からはい、いいえ方式（国や県がこの方式のため）とし必要に応じて理由を記載するようにした。

（承認）

（4） 指定介護予防支援事業所について

地域包括支援センターでは、指定介護支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとされており、その委託事業所については、運営協議会の承認を得ることとなっている。

第2回運営協議会（R2.10.29）以降に新たに申請があった事業所の報告を行うもの。

対象事業所：3事業所

（承認）

【委員からの意見、質問の内容等】

別紙のとおり

令和2年度第3回佐世保市地域包括支援センター運営協議会議  
各運営委員からの意見及び質問の集約

協議会	所属団体	氏名 (敬称略)	意見/質問	長寿社会課/地域包括支援センターからの回答
会長	一般社団法人 佐世保市医師会	千住 晋	特になし	
	一般社団法人 佐世保市歯科医師会	田中 淳	特になし	
	一般社団法人 佐世保市薬剤師会	中村 三喜雄	実施要綱第5条（～職員の配置について） 現状では、相浦地区の高島配置看護師のための増員について明記されていません。こちらは高島専属なのでしょうか 例えば、今後相浦地区の高齢者数が14,050人（うち高島100人）となったとき、高島を除くと14,000人（1750人×8人）を下回るが増員が認められるのかどうかといったような問題が生じる可能性があります。 要綱に入れておく必要があるかと考えられますが、検討していただけないでしょうか。	相浦地区の職員配置数を決定する際は、高島の高齢者数も考慮して職員を配置しております。平成29年度の受託法人募集要項で配置職員とは別に高島に職員を配置するように明記しており、高島地区の相談員配置については、「佐世保市黒島地区・高島地区高齢者相談センター運営事業実施要綱」で定めております。
	佐世保市民生委員児童委員 協議会連合会	永島 厚子	・運営方針の追記についてはわかりやすいと思います。  ・各地域センターの事業計画については、地域の実情を把握して作成されたことが感じられます。コロナ禍での事業はこれからも難しい事が多い中、工夫が感じられます。 また、地域ケア会議において専門職からの助言は各地域包括支援センターの今後の活動目標・内容にもしっかり示されています。  ・民生委員の活動の中でも地域における認知症への偏見は根強く残っていることが感じられます。地域包括支援センターへ繋ぐ。繋ぐことだけしか考えていなかったことを反省しています。 民生委員の地域でのサポートはまず、認知症カフェ等について理事会・会長会で研修。今後の運営協力については各民児協へ繋ぎ、地域包括支援センターと連携を密にしたいです。	
	佐世保市 介護支援専門員連絡 協議会	森 俊輔	特になし	
	佐世保市 訪問介護事業所連絡 協議会	吉田 佐代子	特になし	

令和2年度第3回佐世保市地域包括支援センター運営協議会議  
各運営委員からの意見及び質問の集約

協議会	所属団体	氏名 (敬称略)	意見/質問	長寿社会課/地域包括支援センターからの回答
	公益社団法人 長崎県理学療法士協会	永木 照彦	今後、コロナの第4波・第5波が懸念されます。 各地区もコロナも含めた感染症の対策マニュアルは作成されているのでしょうか？まだ作成されない地区は早急に作成するか、作成されている地区のものを共有させてもらうようにすべきかと。 数地区の記載がありました。今後ICTの活用していくべきかと思えます。	マニュアル作成している包括・・・5包括 マニュアルを作成していない包括は、法人からフェーズに合わせた感染予防対策の指示があるため、それに従い業務を行っているとのこと。また、県や市の対策の文書を用いて職員間で情報共有の感染予防対策に努めているとのこと。センター長会をはじめ、各会議は状況に合わせてWEB会議で行うなどして関係機関との情報共有及び連携を図ることができました。感染症防止に努めながら対応できる体制づくりに取り組むためにはICTの活用は今後必要なものと考えております。
副会長	長崎県弁護士会	横田 雄介	特になし	
	長崎国際大学 人間社会学部 社会福祉学科	久田 貴幸	特になし	
	佐世保市老人クラブ 連合会	橋川 春幸	質問 ○会議資料のP3について (1)配置人数に※印がついていますが、R2.4.1から要綱改正に伴い配置基準が変更となった包括と思われますが、早岐を含めて5か所ではなかったでしょうか。 (2)基本委託料で、吉井・山澄地域において、上限額と倍の差があるが単純に計算ミスと思われますがいかがでしょうか	(1)包括の人員配置は前年度の10.1時点の担当圏域の高齢者数で決定されます。まず、佐世保市包括的支援事業等実施要綱第5条第2項の規定である2,000人ごとに1人の追加配置を決定します。そして、第5条第3項規定の職員1人当たりの担当圏域内の高齢者数が1,750人を超える場合には、 <u>地域の実情を勘案し、職員を追加配置できるものとする。</u> なっておりこの第5条第3項部分がR2.4.1に改正したものです。令和3年度の早岐圏域の高齢者数が14,088人でしたので、第5条第2項の規定で8名の配置が決定し、第5条第3項の規定で9名となります。早岐包括に令和3年度の人員配置について、協議しましたところ8名に人員に決定しましたので、令和3年度については、要綱改正に伴う人員配置ではなかったため、※印を外しました。なお、P3の早岐地域（高齢者人口）は（14,000人以上16,000人未満）と修正いたします。  (2)委員ご指摘のとおり、計算ミスしておりました。(1)と合わせて修正しております。運営協議会 会議資料P3の差し替えをお願いします。